

沿岸広域振興局長告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年3月10日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 桜峠平田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市大字平田第6地割95番5地先から87番6地先まで	新	m 36.5～10.8	m 308.5
	旧	17.3～7.5	307.8
釜石市大字平田第6地割95番23地先内	新	38.5～10.7	74.0
	旧	26.9～9.1	72.5
釜石市大字平田第6地割95番23地先から95番5地先まで	新	61.6～11.3	111.8
	旧	56.7～10.0	111.8
釜石市大字平田第6地割95番37地先から95番13地先まで	新	57.4～13.5	397.9
	旧	23.0～8.1	409.6
釜石市大字平田第6地割95番35地先内	新	45.3～15.1	219.3
	旧	20.9～8.6	228.6
釜石市大字平田第6地割95番18地先から95番33地先まで	新	48.2～11.2	393.9
	旧	48.2～11.2	405.1

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

(1) 場所 沿岸広域振興局土木部

(2) 期間 平成29年3月10日から同年4月10日まで